

地 福 第 8 8 1 号
平成21年9月//日

各 市 町 村 長
各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者
隠 岐 広 域 連 合 長
鹿 足 郡 養 護 老 人 ホ ー ム 組 合 長
} 様

島根県健康福祉部長
(地域福祉課)
(高齢者福祉課)
(青少年家庭課)
(障害者福祉課)

社会福祉施設等における防災対策について（通知）

今般、山口県内の特別養護老人ホームにおいて、集中豪雨による土石流により、多数の人命、財産が失われるなどの災害が発生したところです。

社会福祉施設・事業所（以下、「社会福祉施設等」という。）は、高齢者、障害者（児）、児童など非常災害時に特に配慮を要する者が利用していることから、火災をはじめ各種の災害に備えた十分な防災対策と非常災害発生時の適切、迅速な避難誘導等の措置を講ずる必要があります。

このため、かねてより防災対策に関する各種通知により、万全を期すよう指導を行っているところですが、さらに次の事項について、留意するとともに社会福祉施設等の防災対策に万全を期すようお願いします。

記

1 非常災害に関する具体的計画の点検及び整備

全ての社会福祉施設等は、各基準省令に基づき、「非常災害に関する具体的計画」を作成することとなっている。

については、「非常災害に関する具体的計画」が社会福祉施設等の立地条件など施設の実態や地域の状況を踏まえた内容となっているか点検し、必要な

措置を講ずること。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、①消防法施行規則に規定する消防計画 ②風水害や地震等の災害に対処する計画などが考えられること。

また、上記の計画は、それぞれ個別の作成を求めるものではなく、一体的に作成することとして差し支えないこと。

おって、計画の作成にあたっては、次の事項を参考にすること。

①緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等） ②避難経路、避難場所等の確保 ③被災後の安全確認 ④市町村、医療機関等との協力・連絡体制の確保 ⑤その他

2 市町村及び関係機関との連携・協力体制の確立

(1) 市町村との連携・協力体制

①社会福祉施設等は、市町村との連携を図り、市町村が定める避難場所や避難経路を確認するとともに、非常災害時の市町村との連絡体制を整備すること。

②社会福祉施設等は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所（国交省所管）、山地災害危険地区（林野庁所管）、地すべり危険地（農村振興局所管）として指定されている区域（市町村が指定の意向をもっている場合も含む。）に所在しているか否か市町村に確認すること。

特に、土砂災害警戒区域等にある社会福祉施設等については、土砂災害に対する備えにも十分留意すること。

(2) 消防機関等との連携・協力体制

消防機関はもとより、地域住民などとの連携を密にし、施設や利用者等の実態を認識してもらうとともに、非常災害時の避難、消火等が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等が行う訓練への参加を要請するなど連携・協力体制を確立すること。

3 職員等の防災意識の高揚

災害対策については、職員、利用者等が日頃から防災意識を強く持つ必要があることから、社会福祉施設等の管理者は、職員、利用者等に対し、定期的に土砂災害など防災に関する研修等を実施し、防災意識の醸成を図ること。

4 避難訓練等の実施

(1) 避難や消火等の訓練は、各基準省令等に基づき定期的に行うこと。

- (2) 夜間の災害の発生に備えて、利用者を安全に避難させる必要があることから、夜間又は夜間を想定した避難訓練を少なくとも年1回は行うこと。
- (3) 避難や消火等の訓練は、消防機関や地域住民などに参加を要請し、連携を図るよう努めること。

また、利用者が通所する社会福祉施設等においては、非常災害時に家族等の協力を求める場合があることから、必要に応じて利用者の家族等の参加を要請すること。

5 防災体制の整備

- (1) 社会福祉施設等の携帯電話に、「しまね防災メール」を登録するなど、情報の収集に努め、防災体制の充実を図ること。
(登録方法は、別添を参照)
- (2) 社会福祉施設等は、非常災害に備えるため、避難場所や避難経路の確保や連絡体制を整備するとともに、職員及び利用者等に対して周知徹底すること。